

令和7年8月28日

福井労働局長
石川 良国 殿

福井地方最低賃金審議会
会長 井花 正伸

福井県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年8月5日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった福井県百貨店，総合スーパーに係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、福井県百貨店，総合スーパー最低賃金についての改正決定の必要性がないとの結論に達したので答申する。